

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きの翌日が休日には、その日を除く)

## 鳥取県告示第六百二十二号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年九月四日

鳥取県知事 石破二朗

### 目 次

#### ◇告示 保険医の登録

#### 保安林予定森林

#### 土地改良区の定款の変更

#### 土地改良事業計画の適否の決定(六件)

#### 土地改良事業の工事の完了(五件)

#### ◇公 告 採石業務管理者試験の合格者

## 告 示

### 鳥取県告示第六百二十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政

令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十八年九月四日

鳥取県知事 石破二朗

- | 氏名   | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日      |
|------|-----------|-------------|
| 岸本宏之 | 鳥医第一、七九〇号 | 昭和四十八年八月十三日 |
- 1 保安林予定森林の所在場所  
倉吉市長谷字宮ノ峯二九一の九(次の図に示す部分に限る。)
  - 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - 3 指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐は、択伐による。
      - (二) 主伐として伐採することができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部告林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第六百二十三号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、湖東大浜土地改良区の定款の変更を昭和四十八年八月二十九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県告示第六百二十四号**

昭和四十八年八月一日付で久米ヶ原地区畠地から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（久米ヶ原地区畠地かんがい）事業について、審査の結果その計画を適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十八年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。  
昭和四十八年七月十七日付で東伯町長から申請のあつた土地改良（杉下地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**一 縦覧に供する書類の名称**

土地改良事業計画書及び条例の写し

**二 縦覧に供する期間**

昭和四十八年九月五日から二十日間

**三 縦覧に供する場所**

東伯町役場

**四 異議の申出**

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**三 縦覧に供する場所**

倉吉市越殿町一四〇九番地

久米ヶ原土地改良区事務所

**四 異議の申出**

鳥取県告示第六百二十六号  
昭和四十八年六月二十七日付で羽合町長から申請のあつた土地改良（橋津地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年九月五日から三十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百二十八号

昭和四十八年七月十六日付で大山町長から申請のあつた土地改良（長田地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年九月五日から三十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

鳥取県告示第六百二十七号

昭和四十八年七月二日付で北条町長から申請のあつた土地改良（北条地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年九月五日から三十日間

三 縦覧に供する場所

羽合町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

鳥取県告示第六百二十六号

昭和四十八年七月二日付で北条町長から申請のあつた土地改良（北条地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年九月五日から三十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十八年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第六百二十九号

昭和四十八年八月八日付で倉吉市長から申請のあつた土地改良（天神野地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

### 二 縦覧に供する期間

昭和四十八年九月五日から二十日間日

### 三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

### 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第六百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、佐治町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	工事完了年月日
河本地区農道整備事業	昭和四八年三月二十五日

### 鳥取県告示第六百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	工事完了年月日
吉岡地区農道舗装事業	昭和四十七年九月二十七日
大塚地区農道整備事業	昭和四十七年十月九日
尾崎地区農道整備事業	昭和四十八年三月二十日

### 鳥取県告示第六百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	工事完了年月日
岩常地区農道整備事業	昭和四十八年三月三十一日

土地改良事業の名称	工事完了年月日
閑野地区農道整備事業	昭和四十八年三月三十一日

## 鳥取県告示第六回川十回印

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第四十一条の二第一項の規定に基いて、鹿野町長から次のとおりの土地改良事業の工事を終つた旨の届出があつたので、同法同条第一項の規定による公示を以て。

昭和四十八年九月四日

鳥取県知事 石破 一郎

土地改良事業の名称	工事完了年月日
閑野地区農道整備事業	昭和四十八年三月三十一日

受験番号	氏名	受験番号	氏名	受験番号	氏名
1	藤原 肇	2	藤原 秀光	3	細川 喜明
6	藤原 忠之	7	木村 寿男	8	西川 賢一
9	森田 輝雄	10	松本 克	12	谷口 鵬夫
13	山田 誠之	14	伊藤 収	16	森田 寿龍
17	山田 黙	18	田中 俊孝	19	内田義次郎
20	田中 守	22	中尾みさを	23	中尾信太郎
24	川口 春範	26	伊藤 和明	27	伊藤 忠公
28	伊藤良太郎	29	野津 徳歳	31	橋 輝義
36	栗山 秀美	37	谷口 嘉春	38	栗山 俊二
40	西田 義雄	41	中山 政雄	43	中村 利隆
44	太田 堅爾	45	太田 嘉子	46	池内 紀雄
47	山元小夜子	48	山元 富治	49	山元 則男
52	前田 未美	54	坂本 鴻雄	55	小谷 義男
56	石橋 秀夫	57	久本 温彦	58	藤原 正樹

昭和48年8月26日に実施した採石業務管理者試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和48年9月4日

鳥取県知事 石破 一郎

公 告

(第三種郵便物認可) 昭和48年9月4日曜日火

## 株式会社 鳥取

59 小野 忠俊	60 小野 恵子	64 磯江 久夫
65 寺谷 恒光	66 大西 義人	68 馬野 義雄
69 伊崎 千鶴	70 吳島 声五	71 角 明
77 山根 舟義	86 山本 寛治	87 梅津 常隆
90 河野 健二	93 立山 知子	94 横地 信夫
95 横地 良典	96 伊藤 暢義	98 松尾 隆司
102 氷本 茂	103 須山 賢二	108 矢倉 啓二
112 片山 良孝	116 秋鹿 恵重	118 細田 善茂
119 山田 勇	120 龜山 泰彦	121 細谷 智教
129 中村 昌哲	130 川上 英雄	131 佐々木一勇
132 署本 一雄	134 久保木政男	136 日下 政景
137 才原 久義	138 日下 一	